

市長の政治姿勢について新年度予算編成についてお伺いします。

3月2日、新年度の政府予算案が衆議院で可決されました。

今、「百年に一度」と言われる経済危機のもと、ますます深刻化する経済情勢です。

失業率は5%台の高い水準にとどまり、生活の不安は昨年以上に高まり、国民のおかれた状況に応えるものとなっているかどうかが問われます。

この予算案の特徴は、一定の範囲で国民要求を反映し、前進的な内容が含まれています。

生活保護の母子加算の復活や高校授業料の実質無償化、父子家庭についても児童扶養手当が支給される、肝炎患者の治療費負担の軽減などです。

しかし、後期高齢者医療制度の廃止の先送りや、派遣労働法の改正の先送りなど、今日の経済危機を打開し、国民の暮らしを守るという点から、きわめて不十分です。

無駄を削ると言って「事業仕分け」を大々的に実施しながら、結局は軍事費や大企業・大資産家減税などの聖域にはメスを入れず、これらを温存しています。

とりわけ軍事費は、４兆７９０３億円で、過去最高となりました。

鳩山新政権に「アメリカ言いなり」の政治から脱却する姿勢が全くないことを示すものです。

自公政権のもとで、大企業や大資産家に減税が繰り返され、１９９８年以降２００９年までの累計で、５０兆円近い減税が行われたことになりますが、新政権も富裕層への課税を強化する姿勢は全くありません。

負担能力のあるところからきちんと税金を集めなければ、財源を確保できるはずがありません。

また、政党交付金３１９億円や内閣官房報償費１４億６０００万円についても、浪費が温存されています。

これらの結果、財源問題についての展望は全く示せず、史上最大の４４兆３０００億円もの国債発行と「埋蔵金」に依存する、その場しのぎのものとなり、新たな庶民増税の動きが懸念されます。

消費税などの庶民増税を許さず、社会保障などの財源を確保し、国民のくらしを守る予算にしてゆくためには、「アメリカ言いなり」「大企業・大金持ち優先」の二つの聖域にメスを入れることは避けて通れません。以上について市長のご所見をお示しく下さい。

また、新政権下の福山市の新年度予算編成に関して、どのような変化が生じているのか、影響と予算編成上の留意点をお示しく下さい。

次に平和行政についてお伺いします。

核兵器のない世界の実現に向けて、今、世界も日本も重要な節目を迎えています。

オバマ米大統領のプラハ演説で、米大統領として歴史上はじめて「核兵器のない世界を追求することを国家目標とする」こと、「広島・長崎への原爆投下が人類的道義にかかわる問題であること」を表明しました。

この変化を促した根本の力は、世界諸国民の世論と運動であり、とりわけ被爆国・日本での長年の核兵器廃絶をめざすたたかいが重要な役割を果たしました。

この、流れを一層力強いものとしなくてはなりません。

そのためには、今年５月の核不拡散条約（NPT）再検討会議を成功させなければなりません。

５月２日には、ニューヨークで反核運動の国際共同行動が行われ、日本からも被爆者を先頭に１０００人以上が参加する予定です。

市長も、平和市長会議の一員としても、被爆広島県第２の都市の市長としても、直接、ニューヨークの国際共同行動に参加され、大きくアピールされてはいかがでしょうか。

核兵器廃絶アピール署名を市民に広げる先頭に立ち、積極的に行動されてはいかがでしょうか。

ご所見をお示しく下さい。

後期高齢者医療制度についてお伺いします

新聞報道によると、広島県内の後期高齢者医療保険料は、現行より 3491 円、5.79% 引き上げるとのことです。

近隣では、香川県では引き下げ、島根県では据え置くなど、基金の取り崩しで引き上げを抑える努力を行っています。

この制度については、「年齢で差別するな」「年金から自動的に保険料を天引きするのはおかしい」といった批判の声が、根強くありますが、さらに保険料の引き上げで、高齢者の厳しい暮らしに追い打ちをかけることとなります。

保険料引き上げを中止し、引下げへ取り組むことが必要です。福山市として、広域連合に対し、保険料の引き下げを働きかけることを求めます。

次に、短期保険証の発行についてお伺いします。

12 月議会本会議では、短期被保険者証の交付については、「医療の給付になんら制限を加えない」との見解ですが、有効期限を縮めた短期保険証の、期限が切れ、次の保険証が交付されなければ、無保険状態となり、医療を受ける権利の侵害につながるではありませんか。

ご所見をお示し下さい。

また、短期保険証を発行しないことを求めます。

以上についてお答え下さい。

介護保険制度について伺います。

介護保険制度は、開始以来 10 年が経ちました。

この間、サービス総量は増えましたが、社会保障きりすての「構造改革」のもとで、負担増や「介護とりあげ」がすすみ、高い利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦にした痛ましい事件も続いています。それらの根本には、「応益負担」の原則があります。

障がい福祉サービスは、障がい者自立支援法の廃止に伴い、低所得者の利用料は、新年度から無料となり、応益負担は応能負担に改める、との政府の方針が示されています。

しかし、介護保険制度では、低所得者でも、保険料を支払わなければならない、利用料も無料ではありません。

そのため、年金だけで暮らす高齢者にとって、保険料・利用料は、大きな負担です。

介護関係者は、「お金の有無に関わらず、必要な介護を必要なだけ受けられるようにすべき」と、話していました。

介護保険制度の応益負担の原則が、利用者と介護事業者にどのような影響をもたらしているのか、状況をお示し下さい。

応益負担の原則は、給付を増やすと保険料負担に跳ね返り、利用者負担が増えるという矛盾を抱えています。

保険料は、高齢者の支払い能力に応じた応能負担とし、保険料率も全国単一の、所得に応じた定率制にすることが必要です。さらに、国の制度として減免制度を作り、福山市も全国市長会を通じて要望している、国庫負担割合の引き上げを早急に実現することが必要ですが、ご所見をお示し下さい。

高齢者の厳しい生活実態に鑑みて、市は介護サービス利用に関わる利用者負担軽減制度を創設しましたが、第４期介護保険事業計画の策定時に、「保険料の引下げを行った」、との理由で、軽減制度を廃止しました。

これまで行ってきた、市独自の食費負担軽減制度を復活させた場合の所要額をお示し下さい。

また、市独自で、食費・居住費の負担軽減制度を創設することを求めます。

次に施設整備についてお伺いします。

県の調査により、県内の特別養護老人ホームの入所待機者の人数が明らかとなっています。

それによると、2006年3月から、2008年4月には、待機者数は2倍に増加しています。

市内の特別養護老人ホームへの入所待機者の最新の状況をお答え下さい。

また、全ての待機者を解消するまで、施設整備を続けなければなりません。今後の対応策をお答え下さい。

次に、介護認定制度について質問します。

昨年4月、要介護認定制度の改悪が、旧自公政権によって強行されました。

世論の反発で、同年10月には、大幅見直しに追い込まれ、その後、認定状況が公表されています。

改悪された新制度では、給付を受けられない「非該当」が改悪前の3倍近くに急増し、認定の軽度化がはっきりと表れました。

その後の見直しで、「非該当」は1.1%に減るなど、一定の是正が見られたとしています。

しかし、見直し後も改悪前には完全に切り切っていません。

認定を更新した場合に、前回より軽度に判定される人は、新制度見直し後も16.1%に上りました。

このような経過から、利用者の状態が変わらなくても、認定制度を設計する厚生労働省の「さじ加減」で要介護度が変動する、ということが明白となっています。

この事態を受け、認定審査を担う医師や介護関係者の半数が「大幅見直しが必要」だと考えていることが、報じられています。認定制度の廃止を含めた抜本見直しが必要ですが、御所見をお伺いします。

また、政府に対し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるよう、制度改善を要望することを求めます。

以上についてお答え下さい。

障害者施策についてお伺いします

障がい者自立支援法の違憲訴訟をめぐり、原告・弁護団らと厚生労働省は、訴訟の終結に合意しました。

国は「合意文書」で「障がい者の尊厳を深く傷つけたことを心から反省する」と明記し、応益負担の廃止と、2013年8月までに障がい者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制の実施を約束しました。

法施行後、4年足らずで、国が、合意文書に「反省」を明記して、応益負担の撤廃と障がい者自立支援法の廃止を明確にしたことは、大きな意味を持っています。政府の方針に対して、市長の認識をお示し下さい。

合意によって、訴訟は終結しますが、障がい者自立支援法の深刻な問題点を具体的に解決するためには、まだ課題があります。

鳩山政権は新年度予算案で、最大の問題点である応益負担制度について、廃止までの暫定的な軽減策として、293億円の予算を約束しておきながら、実際に決定されたのは107億円程度でした。

しかも、医療支援は軽減策の対象外とされています。

さらに、障がい当事者や家族らが緊急課題として強く要求している、食費・光熱水費などの実費負担廃止、事業所報酬を「月額払い制」に戻すことなど、多くの施策も手付かずのままです。

国が法廃止を明言しているにも関わらず、財源的裏づけがなければ、障がい当事者が真に求める、施策とは言えません。政府が必要な財源保障を行うことが求められますが、市長の認識をお示し下さい。

さらに、政府に対し、応益負担廃止に伴う負担軽減策を全額国庫負担で対応するよう、緊急に要望することを求めます。

地域生活支援事業について、県内では、自治体によって格差がある状況です。

新法を待たず、改善するよう、制度拡充が必要です。県に対し、県の制度として障がい福祉サービスを拡充し、県内格差が生じないよう要望することを求めます。

また、市としても、地域生活支援事業の全てにおいて、無料とするよう、求めます。

以上についてお答え下さい。

発達障がい者施策について伺います

市は、仮称「療育センター」基本構想を策定しています。

障害当事者やその家族らからは、「やっと少し動き出した」との声が聞かれます。

しかし、今回の構想は、就学前の児童の発達障がい限定しており、就学児童や青年・成人は、対象とされていません。

その理由は、「あまりに多くの役割を一度に期待しすぎると、機能しない」とのことですが、そのような実態があるからこそ、市の責任で積極的に事業展開を果たすべきです。

療育センターは、対象年齢を限定せず、文字どおり広島県東部地域の発達障がいの拠点となるような計画とすべきですが、ご所見をお示し下さい。

また、2008年2月27日の本会議代表質疑で、わが党の質問に答え、就学児童、青年・成人期の支援について、「障害者自立支援協議会の発達支援部会で支援のあり方について検討に着手した」とのことでしたが、その具体をお示し下さい。

また、就学児童、青年・成人期の発達障がい者施策についての問題意識と、市の施策にどのように位置付けておられるのか、現状と課題をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

子育て支援策についてお伺いします

福山市遺児年金制度について、今議会に、条例の廃止を提案しています。

この制度は、高校生までの子どもがいる、母子家庭や父子家庭の支援のため、子ども一人あたり、年額2万2千円、両父母がいない場合には4万1千円を支給するものです。

市内では、6700人を超える子ども達が、対象となっています。

民生福祉委員会では、廃止理由として、児童扶養手当や児童手当の充実、ひとり親家庭の就業支援の充実拡大や、子ども手当の創設などがあり、制度の目的を果たした、と説明されました。

しかし、この理由は、全く実態を無視したものです。

厚生労働省は、09年12月に、生活保護受給母子世帯と、一般母子家庭を比較する生活実態調査を発表しましたが、生活保護を受けていない母子家庭の80%が保護水準以下の生活を強いられていることが明らかとなりました。

また、母子家庭の就労状況は、求職希望は増加する一方、求職件数に対する就職率は2004年度の48%から2007年度は、40%に10ポイント近く下がり、しかも、その過半数がパートタイムや派遣など、不安定・低賃金労働を余儀なくされています。

くらし向きも大変です。

同省の「母子家庭白書」では、母子世帯の暮らし向きについて、「大変苦しい」、「やや苦しい」と答えた家庭が、90%にも上ると報告しています。

児童扶養手当や児童手当が充実されるといいますが、ひとり親家庭の平均年収は、児童扶養手当を含めても約219万円で、子ども手当は、中学校修了までしか対象となっていないため、遺児年金の廃止により、高校生を持つ家庭への支援は削減されます。

市長は、母子家庭や父子家庭、親のない家庭の生活実態をどのように認識しておられるのか、お示し下さい。

2月22日の民生福祉委員会では、今後始まる、「子ども手当」の政策効果について、「子育て世帯に経済的な支援をすることは、重要だと思っている。喜ばしい」と評価していました。

しかし、遺児年金も、子ども手当と同様、子育て世帯の支援策に変わりはありません。

とりわけ、母子家庭や父子家庭は、一般的に経済的弱者と言われます。

そのような状況の子どもを支える「福山市遺児年金制度」の廃止はあまりにも冷たい仕打ちです。

福山市遺児年金制度を存続させ、さらに拡充するために、今議会に提出している、福山市遺児年金の廃止の方針を撤回し、同制度を充実、拡充することを求めます。

以上についてお答え下さい。

保育行政、認定子ども園について伺います

韮平保育所と韮保育所、韮幼稚園を統廃合し、認定こども園へ移行する、との方針が民生福祉委員会に提案されました。

認定こども園は、これまでの保育所の制度と大きく異なります。

これまで、認可保育所に入所希望の場合は、保護者が希望の保育所を選ぶと、市の窓口に申し込み、入所決定は市が行ってきました。

保育料も、市が所得に応じて設定しています。

しかし認定子ども園は、直接契約に変わります。

入園を希望する人は、施設に直接申し込み、利用料は、それぞれの施設が自由に設定することとなります。

入園申し込みの行政の関与がなくなり、誰を受け入れるかは施設側が決めることとなります。

そのため、認定こども園では、定員を超えて申し込みがあった場合、保育が必要な子が放置される危険があります。

民生福祉委員会での説明では、「不当に入所拒否をしないよう指導する」とのことですが、その答弁を担保する罰則や、法的な根拠についての説明はありません。

利用料についても、市の保育料よりも高く設定でき、保育サービスにオプションを設けて追加料金をとることも可能です。

文部科学省によれば、保護者の負担能力を超える可能性もあり、利用料が払えなければ「退所を命ずることも生じ得る」とのことです。

認定こども園になるための設備や職員配置基準は、県の条例で定められますが、基準に関する指針を政府が示しています。

それによると、例えば、幼稚園が認定こども園になる場合、調理室の設置が困難なら、三歳以上の子どもについては、園内に調理室がなくても、給食の外部搬入を認めています。

さらに政府は、「指針は、強制的にしばるものではない」と説明しているため、国の指針よりも低い認定基準を県が設定することもできるのです。

東京都ではすでに、都独自の基準を設定した「認証保育所」が実施されていますが、都の調査でも「保育スペースが狭い」「園庭がない」などの不満が出ています。

認定こども園の導入によって、今でも不十分だと指摘されている基準が引き下げられ、保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなど、地域格差が生まれることが懸念されます。

これまで、福山市は、現行保育制度について、「保育を必要とする保護者に対し、入所決定を市が行うなど、自治体の公的関与と責任の下で保育を実施できる」として、児童福祉の向上と、保護者の就労支援の面で効果のある制度だとの認識を示してきました。

しかし、今回の認定こども園は、市の保育の実施責任を大きく後退させるものです。現行の保育実施基準を後退させてはいけませんが、ご所見をお示し下さい。

また、これまでの説明では、鞆地区にこの制度を導入する理由として「急速な少子化に対応する」とのことでしたが、そのような地域だからこそ、完全な公的責任で保育行政を実施すべきです。

認定こども園の導入ではなく公的保育として存続させることを求めます。

以上についてお答え下さい。

国民健康保険事業についてお伺いします

厚生労働省が2月2日に発表した国民健康保険の2008年度財政状況の速報値によると、保険税が払えない滞納世帯は、2009年6月1日時点で、44万5千世帯、加入世帯の20・8%と2年連続で2割を超えました。1998年以降では、最も高い割合です。

保険料の収納率は全国平均で前年度より、2・14ポイント低下し、88・4%となり、国民皆保険制度となった1961年以降で最低となりました。

保険料が高すぎるうえに、後期高齢者医療制度の導入、この間の経済危機による景気悪化が影響していると見られます。

今、一番大切なことは、高い国民健康保険税の引き下げを行うことではないでしょうか。

福山市は新年度の国保税設定において、1人あたり年額で6万9277円から7万2052円に、2775円の引き上げとしています。

後期高齢者支援金課税額は1人あたり2393円の引き下げ、介護保険第2号被保険者の介護納付金課税額は、382円の引き下げということで、被保険者1人当たりでは、差し引き「引き上げなし」となるということです。

しかし、実際の課税において、世帯によっては増税となるのではありませんか。

この予算案で、課税額が引き上げとなるのは、どれくらいになるのか、世帯数、世帯割合をそれぞれお示してください。

予算額で、国保基礎課税分の引き上げを行わないためには、計算上で、約3億円となります。約3億円を新たに確保して、国保税の引き上げを行わないことを求めるものです。

次に、医療費の一部負担金の申請減免制度拡充についてうかがいます。

国民健康保険の被保険者は、どんなに所得が低くても、3割負担をしなくてはなりません。病気になっても、お金がないから病院に行けないという、悲惨な状況を作ってはなりません。

広島市では、一部負担金減免制度を活用し、生活保護の130%以下の世帯では、医療費窓口負担が、ゼロないし、1割負担という軽減が行われています。

福山市でも、早急に一部負担金減免制度を活用しやすいものに改善し、市民の命と健康を守るべきではありませんか。

ご所見をお示しく下さい。

商工行政について住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度について伺います。

中小企業・業者の活力の回復なくしては、地域経済の活性化は望めません。

中小・零細業者の仕事確保が何より望まれています。全国19都道府県83自治体で実施してきた「住宅リフォーム助成制度」は、経済波及効果が20倍から30倍にのぼり、多くの業種がかかわるため、関係者に大変喜ばれています。

山形県庄内町が創設した「持ち家住宅建設祝い金事業」は、リフォームにとどまらず、新增築も車庫や店舗なども対象とし、施工主に工事費の5%、最大50万円の助成が行われ、地域経済活性化の切り札となっています。

全国で試されずみとなっている当制度を福山市でも積極的に創設し、中小・零細業者の仕事おこしで、地域経済活性化を図ることを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

また、市内業者に直接、小規模営繕などの仕事を発注することができる「小規模工事登録制度」を本市としても創設することを求めるものです。以上についてのご所見をお示しく下さい。

緊急雇用対策について伺います

世界的な金融経済危機の下で、雇用情勢は戦後最悪です。

全国の完全失業率は4.9%、有効求人倍率も0.46倍となり、市内の有効求人倍率も、2010年1月度では、0.67倍と依然として深刻な状況です。

このような情勢を受け、政府は、緊急雇用対策として、「雇用創出事業」を行っています。

しかし、この事業の雇用期間は、原則6ヶ月間、更新は一回限りとされており、その間に次の仕事が見つからなければ、自動的に失職します。

そのため、この事業は、失職者の雇用を創出する一方で、新たな失業者を生み出すことにもなります。

臨時職員とは言え、公務分野での雇い止めは、何としても避けなければなりません。

現在、雇用されている臨時特別職員のうち、次の就労先が確保できていない人は何人いるのか、人数をお示し下さい。

緊急雇用創出事業で失職する臨時職員の今後の処遇について、市独自で、雇用確保と支援策を講じることが必要ですが、ご所見をお示し下さい。

また、景気回復の先行きが不透明な中、現在の緊急雇用対策の拡充が必要です。

政府に対し、雇用創出事業を延長し、雇用者の就労期間も延長するよう要望することを求めるものです。

以上についてお答え下さい。

地球温暖化対策について伺いします。

地球温暖化対策は、待ったなしの課題です。

気象ネットワークの調査によると、日本の温室効果ガス排出構造は、巨大発電所が100か所28%、巨大工場が130か所22%、家庭5%であります。

実効ある温暖化対策を進めようとするれば、火力発電所と大規模工場等に対する削減の義務化は避けて通れません。

国に対し、大口排出源に対する削減を義務化すると同時に、排出量に着目した環境税を導入する法律を策定するよう強く求めてください。

政府が、閣議決定するとしていた「地球温暖化対策基本法」は、産業界の巻き返しによって、鳩山首相が公約した25%削減目標から、大きく後退することが懸念されます。

産業界が主張する生産量当たりの排出量に上限を設ける方式では、生産量が増えれば排出量が増えることになり、有効な削減は望めません。

大規模排出源に対しては、総量上限枠を設けたキャップアンドトレード型の排出量取引制度をとることを、政府に強く働きかけてください。

つぎに、福山市における温室効果ガス削減策について、伺います。

「温暖化対策事業 スクラムふくやまエコトライ・セカンド」では、エコファミリー認定制度やエコ企業認定制度、太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置者に対する新たな支援などに取り組み、年間1万5000トンの二酸化炭素削減を目標に取り組むとしております。各家庭や事業所の努力の積み重ねは大切であります。

しかし、市内には、温室効果ガス大規模排出事業者、全国第2位のJFE福山製鉄所があり、JFEに対する働きかけ抜きに、大きな効果は得られないのではありませんか。

JFEをはじめ、大企業に対して、削減目標を抜本的に増やすよう強く働きかけることを求めます。

以上、それぞれについてのご所見をお示してください。

教育行政について教員の多忙化解消について伺います。

2008年度、文部科学省の委託調査「教員のメンタルヘルス対策及び効果測定」によると、教員のストレス状況は、一般企業以上に深刻で、「うつ傾向」の自覚症状を訴える教員は、一般企業の2・5倍に及ぶとのこと。

中でも「多忙さ」によるストレスが最も多く「児童生徒の訴えを十分に聴く余裕がない」という教員は61・5%に達しています。

福山市では、教員の精神性疾患による病気休職や定年前退職が増えています。

このような困難を招いた根本には、劣悪な教育政策があります。2009年の指導要領の改訂で、持ち授業数が増やされました。教育の仕事に対して、教員の数が少なすぎます。

子どもに不測の事態があれば、何時であろうとも駆けつける。夜は仕事をもち帰り、土曜、日曜も子どもの部活や大会の引率などで、あまり休めない。

夏休み中も、毎日出勤が求められるなど、多忙を極めていきます。

その上、本来独立した教育の専門家である教師が、管理統制の強化で、年間指導計画やカレンダー、教育記録やその訂正など、書類作成のために膨大な時間を費やしています。

「先生がパソコンとばかり、向き合っている」といわれる状況を改善し、何よりも、子どもとしっかり向きあえる時間を確保することが求められます。

今後、どのような手立てをとられるのか、お示しく下さい。

教師の仕事量を大幅に減らすためには、少人数学級の実現や、正規職員を増員することが必要です。小中学校全学年の、少人数学級実現の計画について、お示しく下さい。

昨年度4月より、「教職員の入校・退校時刻の記録」が全県的に実施され、時間外勤務の深刻な実態が明らかになってきました。

広島市内の各学校では、教職員が学校に備え付けてあるパソコンに入力する方法で進められています。

過労死ラインである超過勤務が月80時間を超えると黄色のランプが点滅し、100時間を超えると赤色ランプが点滅する仕組みになっています。

福山市でも、パソコンによる入力の実施を進めることを求めるものです。また、入校退校記録を超過勤務の縮減や健康管理に生かす取り組みをすすめるために、どのような手立てをとるのか、お示しください。

2009年12月県議会で、教員の勤務時間の15分の短縮が導入されました。

これを、実効あるものにするためには、休憩時間の確保、日課表の検討、会議の在り方、保護者・地域への説明・理解、仕事量の見直し・精選、働き方の確認など、整理しなければならない問題があります。

どのように、15分の短縮を進められるのか、お示しください。

以上、それぞれについて、お答えください。

放課後児童クラブ及び児童館の建設についてお伺いします。

両親の共働き、ひとり親家庭の増加、長時間労働などで、放課後児童クラブへ入会を希望する児童が急増しています。

子どもたちは、きわめてせまい教室の中で、ストレスを感じており、子ども同士のトラブルもなかなか解消されません。中には「行きたくない」と言って保護者を困らせたり、やむなく退会する子もいます。

この傾向は、41名以上のクラブで表れ、50名を超えるクラブで顕著となっています。

71人以上のクラブは分離増設が進められ、「子どもが落ち着きました」と、指導員や校長からも、喜びの声が聞かれます。

厚生労働省が示した放課後児童クラブガイドラインは「概ね40人程度が望ましい」と示していますが、41名以上のクラブは、分離増設して、適正規模となるよう改善し、子どもが安らげる「生活の場」となるよう、さらなる改善を求めます。

当面、60名以上のクラブの分離増設を急いでください。今後の計画をお示しください。

次に、児童館について伺います。

子どもの遊び場や自然環境、社会環境は悪化し、子どもが集団で遊びこむ体験や自主活動をする体験が乏しくなっています。

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童館の設置は、喫緊の課題です。

広島市では、小学校区毎に地域の拠点となる小型児童館あるいは体力増進の指導機能を有する児童センターが設置されています。

福山市では、これまで、児童館に代わり「既存の公共施設を有効活用する」と答えてきましたが、児童館機能をもつ、既存の公共施設は、どのようなものがあるのか具体的に、お示しください。

また、放課後の子どもたちの過ごし方について、昨年12月議会で、我が党の質問に対し、教育長答弁は「全国学力・学習状況調査において、傾向を把握している」とのことでした。

この調査結果のどこに、どのような子どもたちの過ごし方が示されているのでしょうか。

この調査結果から、放課後の子どもたちの生活をうかがい知ることはできません。

いま、福山の子どもたちが、どのような放課後を過ごしているのか、児童館の設置が、何故切実に求められているのか、子どもたちや保護者の声を真摯に受け止め、実態調査を行うことを求めるものです。

また、幼児から、18歳までの児童・生徒が、自由に自発的に集える児童館を計画的に設置することを強く求めるものです。

以上、それぞれについて、ご所見をお示しく下さい。

幹線道路建設計画についてお伺いします。

国・県・市は、１９８９年以降、石原トンネルを始め、高屋川左岸線、神島橋西側交差点、津之郷交差点、福山自動車学校前交差点、赤坂バイパス東口交差点などの新設や改良工事を行ってきました。

これらの事業費総額は、約１４０億円ですが、渋滞解消や渋滞緩和、交通事故も減少するなどの効果が生まれています。

福山自動車学校前交差点では、右折レーンの設置、バス停車帯の設置などの改良がおこなわれ、実施前に比べ、渋滞解消につながりました。

赤坂バイパス東口交差点では、右折レーンの延長、行き先の路面表示等の改良工事で、実施前の渋滞が３０％緩和されています。

このような改良事業は、大型道路の新設よりも、投資費用を少なく抑えられ、有効な手法であります。

とりわけ、財政状況が厳しい現状から、地域を分断し、道路公害など環境悪化を引き起こす、幹線道路の新規建設は中止し、右左折レーンの設置、アンダーパスの増設など、既存道路の整備・拡幅こそ、優先して進めるべきではありませんか。

ご所見をお示しく下さい。

次に、福山沼隈道路建設計画における、草戸町右岸地区の状況について伺います。

この地域では、事業者が、地権者宛に、1月29日付で、用地幅杭の設置をお願いする文書を届けています。

これに対し、住民らは、「用地幅杭設置や境界立会、用地測量には一切協力しない」と表明しました。

それは、昨年5月の町内会総会で、「町内会として設計協議書を取りまとめはしない」と決定したにも関わらず、設計協議書を町内会長と密かに結び、お願い文書を届けたからであります。

このような背景を無視して、さらに、事業者が住民宅を訪問し、黙って置手紙なる文書を置いて帰ったのです。

住民の怒りは、当然ではないでしょうか。

住民合意がないまま、強行になし崩しの、公共事業をすすめるあり方は、許されません。

幹線道路建設計画は、事業が必要であるかないかを含め、根本的に見直すことを求めます。
ご回答ください。

鞆町のまちづくりについてお伺いします。

はじめに、鞆港埋立て架橋計画についてであります。広島県知事は、架橋計画についての、地元住民の対話集会の開催を決め、3月中にも、初会合を開くとのことです。

知事は、「わだかまりや感情的な部分を排除したい」と強調したと報じられています。

市長はこれまで、この集会の結論を出す時期を2010年度の「9月をめど」との意向を示していますが、これに対し知事は、「思いは理解するが丁寧かつ速やかに議論を進めたい」と表明しています。

いま、行うことは、住民合意で、遅れている住環境整備を急いで進めることです。

そのため、市長は「9月をめど」と、集会終了の時期を限定するのではなく、議論を見守るべきではありませんか。

まして、拙速に埋立て架橋計画を強行するような姿勢は慎まなければなりません。

ご所見をお示し下さい。

次に、鞆町の観光行政についてお伺いします。

鞆町を訪れる観光客が増加していますが、今後、行楽シーズンを迎えるにあたり、市としても、より一層の観光振興に取り組まなければなりません。

そのため、現在の観光スポットとなっている歴史的遺跡や保存物を全面的に総点検し、改善する必要があります。

先の臨時議会では、表示板や歌碑については、「点検を行う」との答弁でしたが、今後のスケジュールをお示し下さい。

鞆町内の自動車の離合について、混雑解消を図るための社会実験が行われたと報じられています。それによると、鞆町内の交差点に電光掲示板を設置し、離合がスムーズにできると判断した場合には、「通行可能」と表示をし、運転手に案内した、とのことでした。

その結果、約 1200 台が通過し、掲示板に従って運転した場合には、目立った渋滞は、起こらなかった、とのことでした。このような試みは、現状で出来る現実的な対応として注目されます。

適切な箇所に電光掲示板や誘導機器、誘導表示や時差式信号機の設置、離合箇所の確保などを行い、現状で対応出来ることを迅速に行うべきです。ご所見をお示し下さい。

次に靱の漁業振興・後継ぎ問題についてお伺いします。

靱の浦の景観は、漁業の振興と切り離すことはできません。出入りする漁船や、係留されている漁船、荷揚げされた小魚の路上販売あつての穏やかな情景です。

しかし、近年の原油高騰や漁場環境の悪化や後継者不足で、靱の漁業の存続自体が危ぶまれています。

福山市の漁業振興や後継者育成が重要であります。

養殖や内水面漁業について、漁場環境の保全、養殖技術の改善、疾病対策の充実、地域の自然環境を生かした振興策など、取り組みを強化することを求めます。

後継者の育成のために青年漁業者支援制度を国の制度として創設することを求め、市としても後継者の確保・育成策を策定し、実行することを求めるものです。

また、県と連携し、靱港内の水産業者の白茅地区移転を急がせることを求めます。

以上についてのご所見をお示しくください。

神辺町のまちづくりについてお伺いします

福山市は、神辺町との合併建設計画の最優先課題として神辺まちづくり計画を進めるとしています。

しかし、この事業は、地権者、住民の多くから一貫して反対が強く、長年とん挫をしていたものです。

福山市は、今年度中に住民合意を形成し、都市計画決定の手続きを進めたいとしていますが、年度末を迎える今日の進捗状況について、お示しください。

この計画のもととなった神辺町政時代の川南区画整理事業は、1969年に都市計画決定がされていますが、当時から住民合意は得られておらず、その後、審議会委員選挙で、反対派の委員が多数を占め、事実上の白紙撤回となっていたものです。

この間、神辺町内は、フジグラン等の大型商業施設が建設され、商業、産業をめぐる状況は一変しています。

神辺駅周辺に商店街や準工業施設を張り付ける計画は、どれだけの現実性があるとお考えでしょうか。

どこから、どのような商店や事業所が来ると見込んでおられるのか、その具体と予定数値をお示しく下さい。

40年以上が経過し、町内環境が大きく変化している今日、古い計画にしがみつくのではなく、地域住民主人公でまちづくり計画を作り上げる真摯な姿勢を示されてはいかがでしょうか。

住民に重い減歩を押しつける当計画は、白紙撤回し、用地買い上げで、必要な生活道路拡幅を行うなど、遅れている生活環境整備を進めることを求めるものであります。

ご所見をお示しく下さい。

人権・同和行政についてお伺いします

同和問題の解消について、国、地方、国民の努力が積み重ねられてきました。

1987年には「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律を定め、この法律を「一般対策への円滑な移行を図るための最終特別措置法」として性格づけました。

政府は1993年の全国実態調査を踏まえて1996年5月に「地域改善対策協議会意見具申」を発表し、今後の重点施策の方向として、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害救済等の対応の充実強化」「地域改善対策特定事業の一般施策への円滑な移行」「行政の主体性の確立」「同和関係者の自立向上」「えせ同和行為の排除」「同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり」などを提起しました。

翌年の1997年には「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」を定め、この法律が失効する2002年3月末で、国の同和行政は、全て終結を迎えました。

広島県もまた、2002年度末を持って同和行政を終結したのです。

国の特別措置法の失効を待たずに、90年代末までに住民合意で同和行政を終結する市町村が次々現れました。滋賀県大津市、岡山県津山市、京都府丹波町、福岡県岡垣町等々で、広島県でも豊栄町、君田村などがあげられます。

これらの地方自治体では、国民融合を進める運動の潮流が主流で、自由に同和問題を語れる場がつくられ、行政は主体性を確保し、事業の実施においては、周辺との一体性を重視しつつ、個人施策の見直しを進めてきたという共通の特徴があります。

同和行政の終結に消極的で、2002年後も5年間の施策延長を行った福山市は、「まだまだ、差別の現実がある」「部落差別がある限り、同和行政は続ける」と表明し、いまだに部落解放同盟への補助金を温存しています。

福山市は、同和問題をめぐる今日の日本社会と福山市の現状について、どのような認識に到達しておられるのか、ご所見をお示しくください。

全国が部落問題解決の総仕上げの段階を迎えたといわれる今日、福山市は同和問題に関しどのように終結を迎えられようとしているのか、その展望をお示しくください。